

大田原市母子保健計画

【平成 29 年度～平成 38 年度】

愛あいプラン

(第 4 次)



平成 29 年 3 月

大田原市

～すべては子どもたちの未来のために～

大田原市母子保健計画「愛あいプラン（第4次）」

の策定にあたって

未来を担う子どもは、親にとってかけがえのない存在であるとともに、地域社会全体の宝でもあります。

しかし、わが国においては少子高齢化が進行し、さらに核家族化、家族形態の多様化、共働き世帯の増加など母と子を取り巻く環境の変化により、出産・子育てにかかる父母の不安や負担感が増加していることから、地域において妊娠期から出産・子育て期へと切れ目のない支援の強化を図ることが求められています。

本市では、平成24年4月から「子ども幸福課」を新設し、安心して子供を産み育てることができる地域社会の実現を目指して、各種事業に取り組んでまいりましたが、近年は、ひとり親家庭、未婚による出産、経済的問題、DVや虐待など、支援が必要な家庭が増加し、幅広い視点からの対策が急務となっていました。

そこで本市では、平成28年4月から「子育て世代包括支援センター」を開設し、予防的視点を踏まえ、支援体制の構築に向け取り組みを開始したところであります。

本計画では、平成24年3月に作成した大田原市母子保健計画「愛あいプラン（第3次）」が平成28年度で終了となるため、今計画の策定を機に設置した「大田原市母子保健連絡協議会」の皆様のご意見をいただきながら、課題と施策を検討し、地域全体で子育てを支援できる体制づくりをめざし策定いたしました。

本計画の基本目標であります「みどり豊かな自然の中で、安心して妊娠・出産・子育てできるまち おおたわら」の実現に向け、そして、「この地域で子育てがしたい」という若い方々の主体的な育児を応援できる大田原市を目指して母子保健施策を推進してまいりますので、市民各位のなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、アンケートやパブリックコメントなどで貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆さんをはじめ、慎重なご審議をいただきました大田原市母子保健連絡協議会の皆さん並びに関係各位のご指導ご協力に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成29年 3月

大田原市長 津久井富雄



目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2

第2章 母子保健に関する大田原市の現状

1 母子保健に関する統計	3
2 子ども幸福課の母子保健事業	8
3 すべての子どもたちが健やかに成長するための保健・医療・教育・地域の支援体制	11

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念	12
2 前計画の達成状況と「愛あいプラン（第4次）」に向けた課題	12

第4章 計画の主要課題に対する目標

基盤課題A 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援	14
基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	34
基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	50
重点課題① 妊娠期からの児童虐待予防への取り組み	57
重点課題② 「育てにくさ」を感じる親に寄り添う支援	61

第5章 計画の推進体制

第6章 評価指標一覧

参考資料

1 健康に関するアンケート調査結果報告	69
2 親と子の健康と子育てに関するアンケート調査結果報告	78
3 「愛あいプラン（第3次）」(H24～28) の指標と評価	92
4 すこやか親子21の基盤課題・重点課題（国・県・市の比較）	101
5 母子保健連絡協議会委員名簿	105
6 「愛あいプラン（第4次）」策定の経過と進捗管理スケジュール	106
7 大田原市母子保健連絡協議会運営要綱	107
8 「愛あいプラン（第4次）」計画書配布先一覧	109

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

母子保健法及び児童福祉法の一部改正により、平成9年4月から3歳児健康診査等の基本的な母子保健事業が市に移譲されました。本市においては、平成17年10月に大田原市、黒羽町、湯津上村が合併し、「みどり豊かな自然の中で、安心して妊娠・出産し、のびのび子育てができる環境づくり」を目指して、母子保健事業を展開してきました。

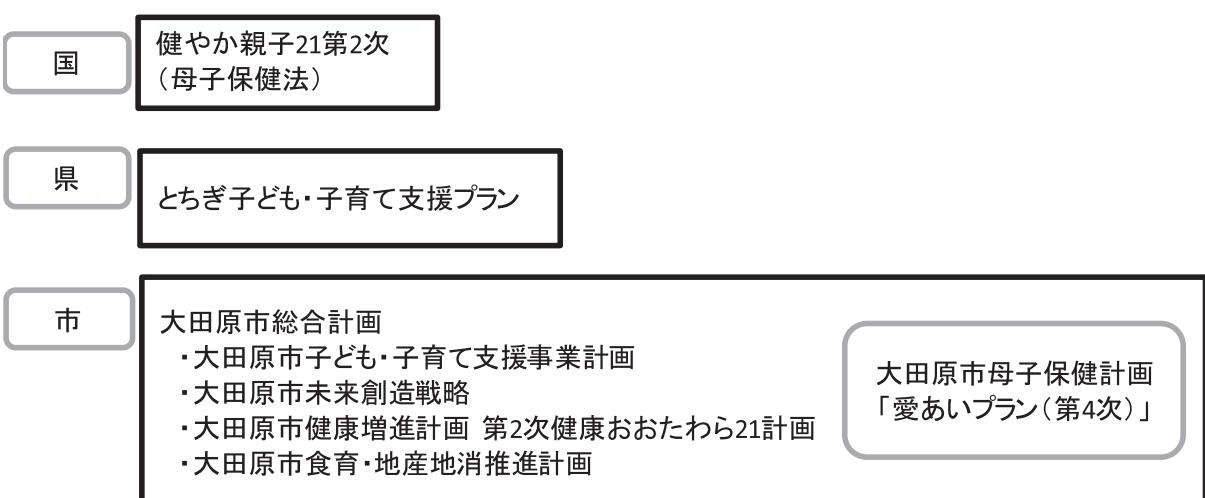
平成15年に「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策基本法」、平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、平成27年度からは、「子ども・子育て支援制度」がスタートしており、本市でも平成27年に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、関係機関と連携しながら、子育て支援にかかる施策を推進しているところです。

このような動きの中で、国の「健やか親子21」の最終評価と次期計画が策定され、平成26年6月17日の厚生労働省通知「母子保健計画策定指針」により、各地方公共団体においても母子保健計画を策定することが求められています。

母子保健計画はすべての子どもが健やかに成長していくまでの健康づくりの出発点であること、また、本市の健康課題である生活習慣病の予防のためにも、子どもだけではなく家族全体の生活習慣を見直すことができる時期であることから、次世代を担う子どもたちを健やかに育てるための基盤とする、大田原市母子保健計画「愛あいプラン（第4次）」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、母性並びに子どもの健康の保持増進を図るために、基本的な事項と推進に必要な方策を明らかにしたもので、さらに、本市の上位計画である「大田原市総合計画」をはじめ、「大田原市子ども・子育て支援事業計画」「大田原市未来創造戦略」「大田原市健康増進計画 第2次健康おおたわら21計画」「大田原市食育・地産地消推進計画」等との十分な整合性を図るものとします。



3 計画期間

この計画は、平成 29 年度を初年度とし、平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とします。なお、平成 33 年度に中間評価を行います。

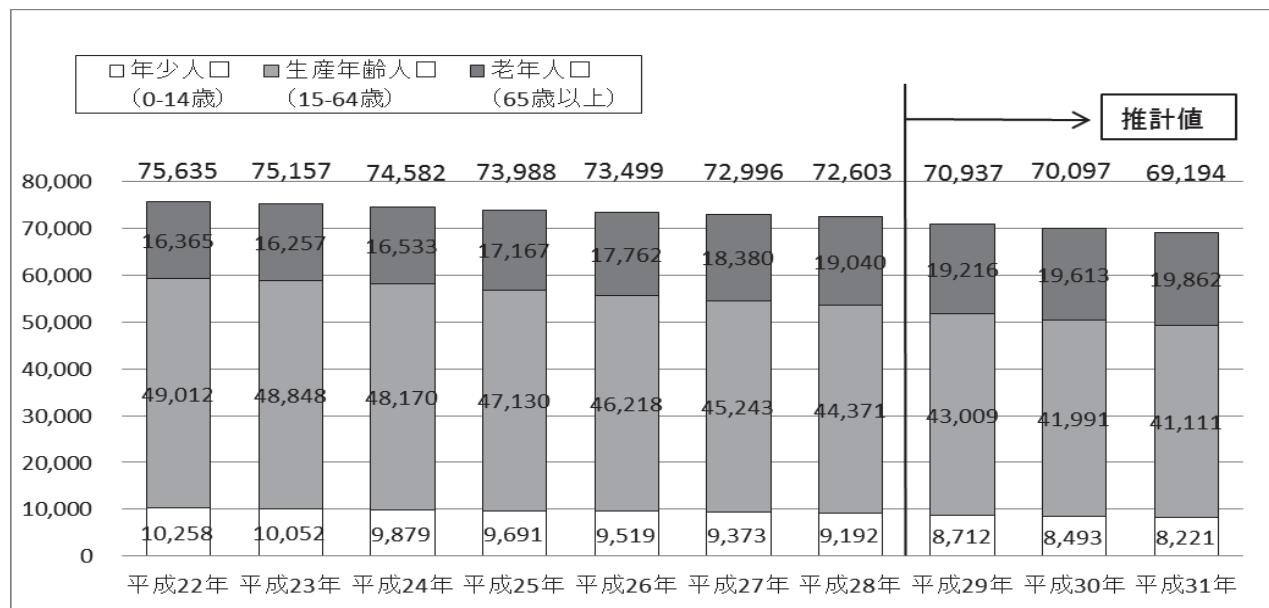
第2章 母子保健に関する大田原市の現状

1 母子保健に関する統計

(1) 人口の推移

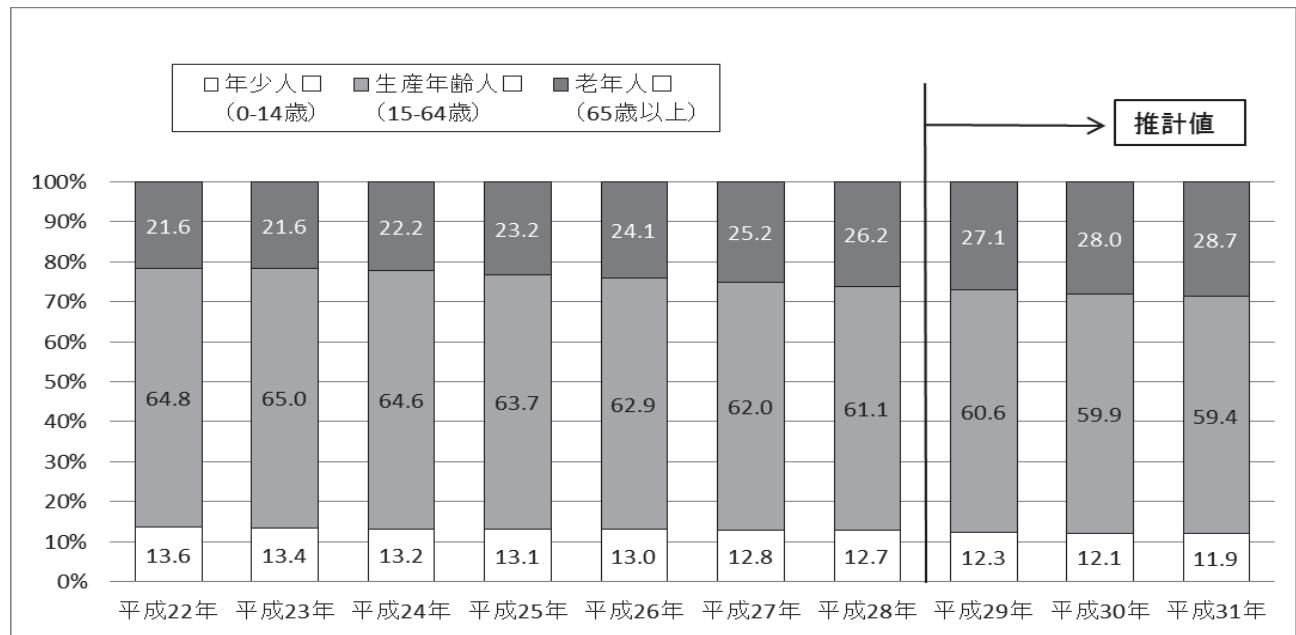
大田原市的人口は、平成17年の市町村合併時点では79,023人でしたが、平成28年には72,603人となり減少傾向です。人口構成は、老人人口（65歳以上）が増加する一方、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）がともに減少しています。今後もこの傾向が進行していくと予測されます。

人口推移と将来推計



（平成22年から平成28年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）より）

年齢3区分の人口構成比



（平成22年から平成28年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）より）

(2) 出生

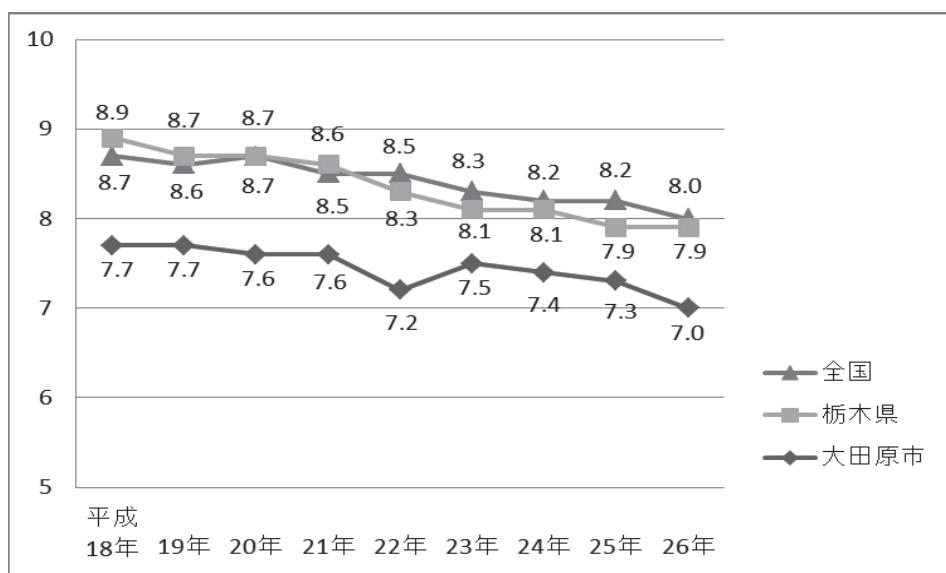
本市の人口千人あたりの出生率は緩やかな減少を続けており、全国や栃木県の出生率を下回っています。また、本市の出生数も年々減少しています。

1人の女性（15～49歳）が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、わずかな増減はあるものの、平成18年からは全国や栃木県を下回っており、平成26年では1.30となっています。

しかし、本市においては、国際医療福祉大学の学生の転入転出の影響により、女性の人口が本来の定住人口よりも多い状況にあるため、出生率が低く算定されてしまう傾向にあります。そこで、大学生の転入転出による人口に対する影響がより低い住民基本台帳人口により合計特殊出生率を算出すると、平成26年では1.42となります。

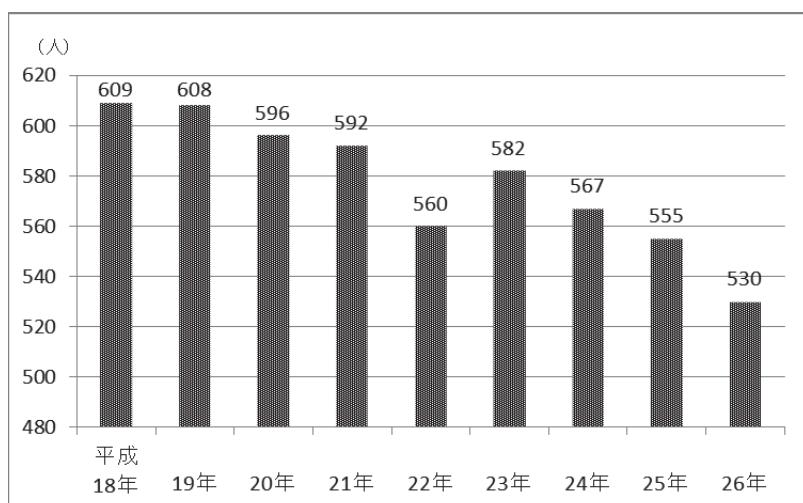
栃木県の出産時の母親の年齢は30歳代が最も多くなっています。一方で、20歳代が減少傾向にあり、40歳以上が増加しています。母親の高年齢化が進みつつあります。

出生率の推移



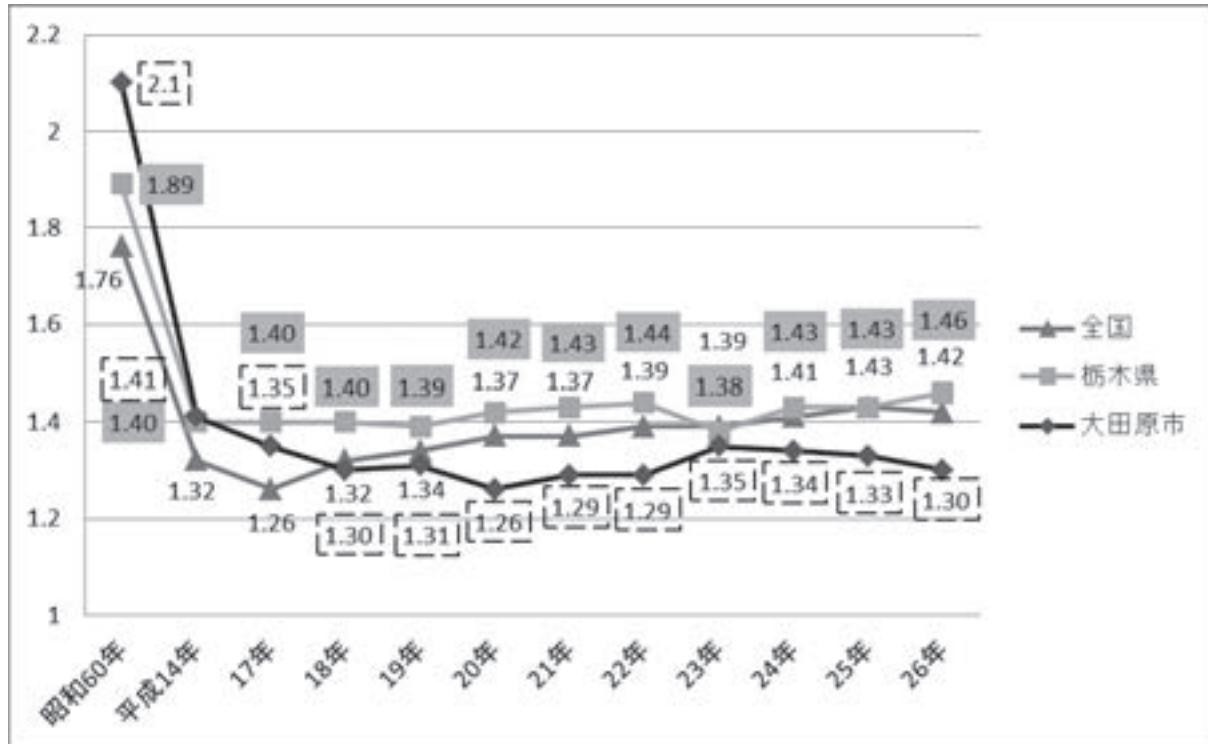
（栃木県保健統計年報より）

大田原市の出生数の推移



（栃木県保健統計年報より）

合計特殊出生率の推移



(栃木県保健統計年報より)

栃木県の母の年齢別出生割合の推移

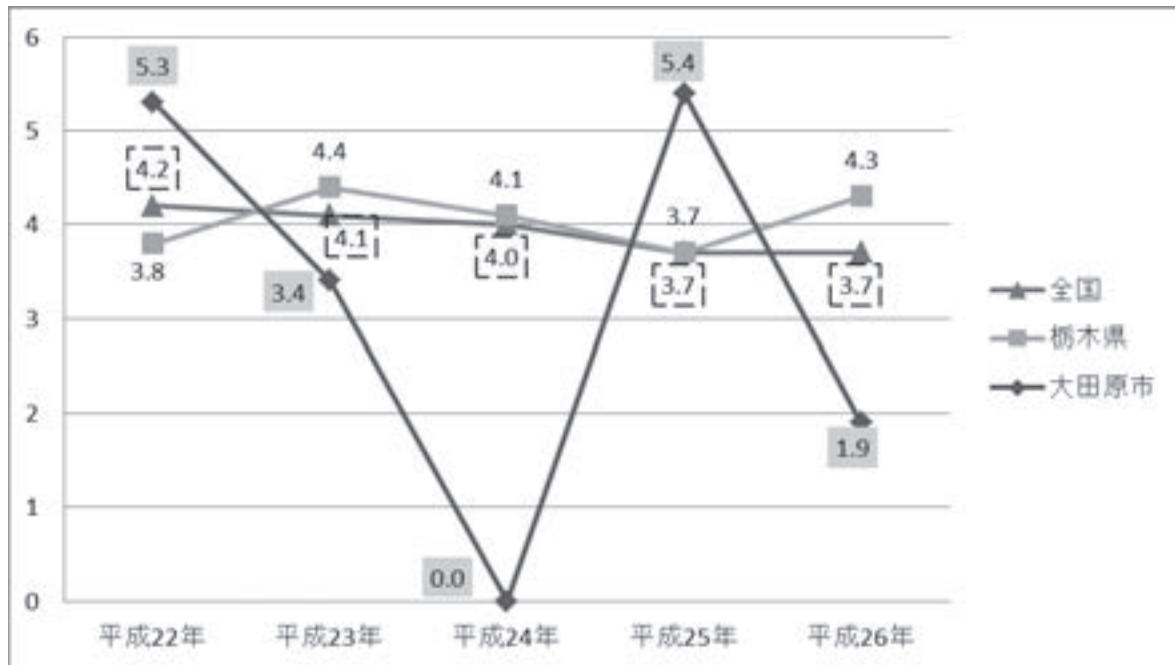
区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
10歳代	1.1	1.4	1.2	1.3	1.4
20歳代	41.9	41.1	40.4	39.7	38.2
30歳代	54.3	54.5	55.0	55.3	56.2
40歳以上	2.6	3.0	3.4	3.7	4.2

(平成 27 年度版 とちぎの母子保健より)

(3) 周産期死亡

周産期死亡は、妊娠満 22 週以降の死産と生後 1 週間未満の早期新生児死亡を合わせたものです。本市は出生数そのものが少ないため、単純な比較を行うことはできませんが、その年によりばらつきがあり、平成 24 年は 0 人でした。

周産期死亡率の推移



(栃木県保健統計年報より)

※ 周産期死亡率 = $\frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$

(4) 人工妊娠中絶

栃木県の人工妊娠中絶の実施率は減少傾向にあります。また、20 歳未満の人工妊娠中絶数も減少しています。

栃木県の年齢階級別人工妊娠中絶の実施率の推移

	20歳未満	20～24歳以下	25～29歳以下	総数
平成22年度	6.9	15.7	12.7	8.3
平成23年度	6.5	17.1	13.1	8.2
平成24年度	6.8	15.0	12.5	7.9
平成25年度	6.6	15.3	12.1	7.7
平成26年度	5.3	13.5	12.7	7.4

(衛生行政報告例より)

栃木県の20歳未満の人工妊娠中絶数

	15歳未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	総数
平成22年度	4	14	26	61	87	123	315
平成23年度	4	15	37	67	72	110	305
平成24年度	5	23	41	58	83	110	320
平成25年度	5	17	36	64	77	107	306
平成26年度	1	9	33	42	65	92	242

(衛生行政報告例より)

(5) 乳児死亡及び新生児死亡

乳児死亡には、生後4週間未満の新生児死亡も含まれます。平成25年は乳児・新生児それぞれの死亡、平成26年は新生児の死亡です。

乳児（1歳未満）死亡率の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
大田原市(人数)	3.6(2人)	1.7(1人)	0.0	3.6(2人)	1.9(1人)
栃木県	2.1	2.4	2.4	1.9	3.6
全国	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1

(栃木県保健統計年報より)

新生児（生後4週間未満）死亡率の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
大田原市(人数)	1.8(1人)	0.0	0.0	1.8(1人)	1.9(1人)
栃木県	0.9	1.0	1.0	1.0	1.8
全国	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9

(栃木県保健統計年報より)

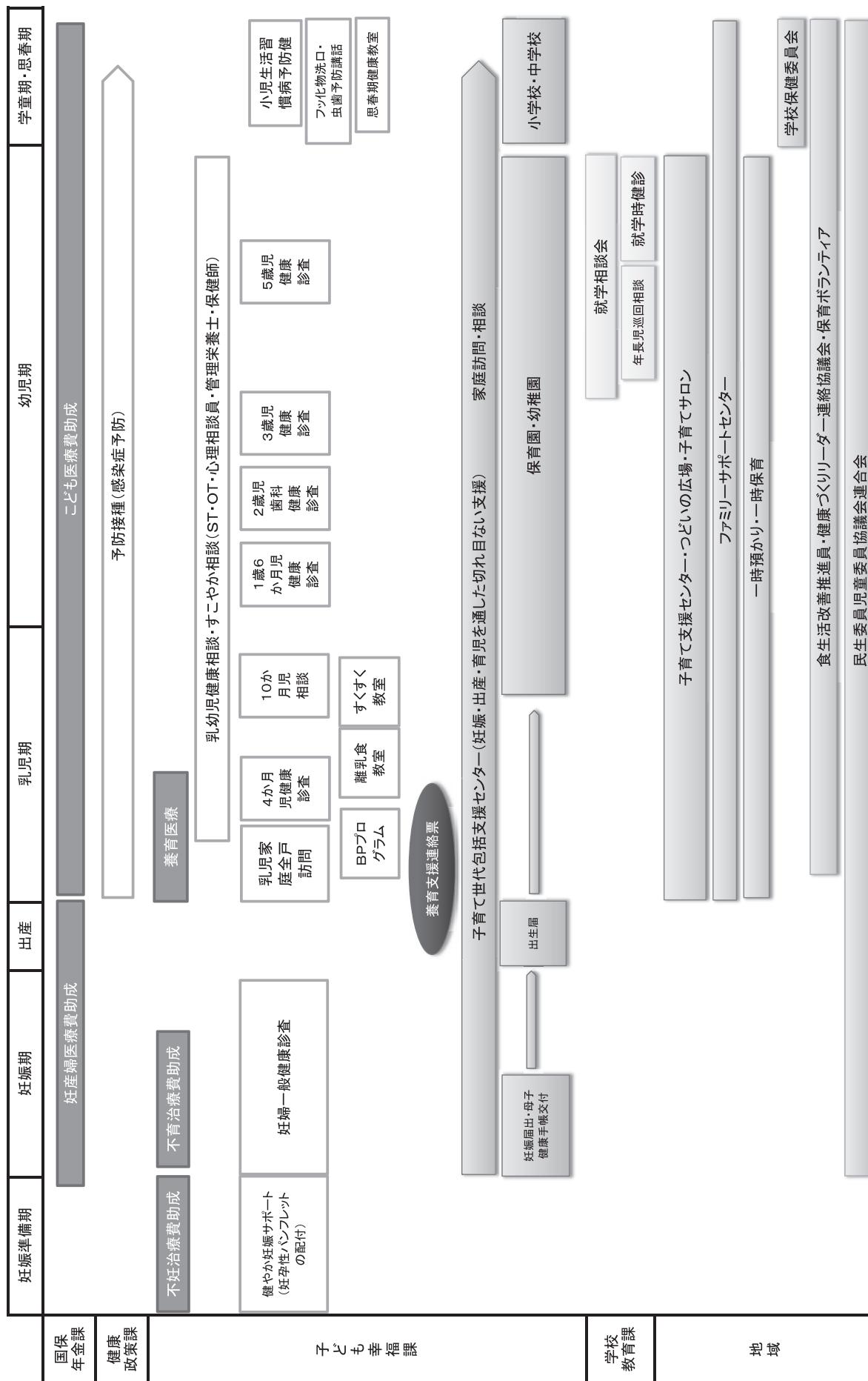
2 子ども幸福課の母子保健事業

		事業	対象	回数	内容
子育て世代包括支援センター	妊娠期	母子健康手帳の交付及び面接・相談	妊婦	年間	母子の健康及び育児、発達を記録するための母子健康手帳を交付し、安全・安心な出産と育児を支援するため妊婦アンケートを実施。全妊婦への相談・指導を行い、産後の育児を見通した支援につなげる。
		妊婦一般健康診査	妊婦	年間	妊婦健康診査受診票14回分の交付。
		不妊治療費補助金交付	不妊治療を受けている夫婦	年間	不妊治療費（人工授精、体外受精・顕微授精）に対する補助金の交付。
		不育治療費補助金交付	不育治療を受けている夫婦	年間	不育治療費に対する補助金の交付。
	・周産期	産前産後サポート事業	妊婦、出産後おおむね4か月未満の産婦	年間	妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師・保健師が相談支援を行う。
		養育支援ヘルパー派遣事業	妊娠中及び出産後4か月未満の乳児のいる家庭で、妊婦や養育に対して支援者のいない家庭	年間	妊娠中や出産後で、家事や育児の支援を必要とする家庭に対して、ヘルパーを派遣する。利用にあたっては、妊娠中から市の保健師等に相談しておくことが必要。所得に応じた利用者負担あり。
	乳幼児期	産後ケア事業	出産後4か月未満の産婦とそれに係る子	年間	母子で医療機関に入所し、出産後の母子の心身のケアや育児指導を受ける。利用にあたっては、妊娠中から市の保健師等に相談しておくことが必要。所得に応じた利用者負担あり。
		未熟児養育事業	低出生体重児、未熟児	年間	身体の発育が未熟なままで生まれ、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めた乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担。 低体重児の届出、未熟児訪問指導を実施。
		乳児家庭全戸訪問(産婦新生児訪問)	生後4か月未満の乳児	年間	母子の健康管理や異常・疾病の発生予防、早期発見、育児支援を目的に実施。エジンバラ産後うつ質問票を活用し、産後うつ等の母親の不調に早期に対応する。
		4か月児健康診査	4か月児	月1回	小児科診察、整形外科診察、身体計測、発達の確認、離乳食の集団栄養指導。問診と個別相談を実施し、保護者の育児支援を行う。

子育て世代包括支援センター	乳幼児期	事業	対象	回数	内容
		10か月児相談	10か月児	月1回	身体計測、離乳食から幼児食への移行のための集団栄養指導、幼児期から増加するむし歯予防の指導、言葉と豊かな情緒を育むためのブックスタートの実施、必要に応じて理学療法士の相談を実施。事故防止のパンフレット配布。
		1歳6か月児健康診査	1歳6か月児	大田原地区：月1回、黒羽地区：3か月に1回	内科診察、歯科診察、むし歯予防のための個別歯科指導、発達確認、問診、相談、保健指導。必要に応じて心理相談員・管理栄養士の相談を実施。耳のきこえのアンケート実施。事故防止のパンフレット配布。
		2歳児歯科健康診査	2歳6か月児	〃	歯科診察、歯科集団指導、発達確認、問診、相談、保健指導。必要に応じて心理相談員・管理栄養士の相談を実施。
		3歳児健康診査	3歳6か月児	〃	内科診察・歯科診察、尿検査、身体計測、視力と聴力のアンケート、肥満スクリーニングを実施。発達確認、問診、相談、保健指導。必要に応じ歯科衛生士・管理栄養士・心理相談員の相談を実施。
		乳幼児健康相談	就学前乳幼児	月1回	身体計測、保健師・管理栄養士による育児相談。
		離乳食教室	乳児と保護者	月1回	離乳食の進め方・具体的な作り方についての集団と個別の指導。
		親子の絆づくりプログラム（B P プログラム）	2~5か月の第1子を育てる母親	年6回、1コース4回	0歳児を初めて育てる母親の仲間づくり、及び育児の基礎知識の学習。
		すくすく教室	乳幼児と保護者	年6回	子どもの体と心を育むための講話と集団指導。「早起き早寝、朝ごはん、あいさつ、絵本の読み聞かせ」をスローガンに実施。
		肥満予防連携事業	3歳6か月児	月1回	1歳6か月時と3歳6か月時のカウフ指数から、肥満ハイリスクの方を那須赤十字病院小児科に紹介。受診後保健師が家庭訪問を実施。将来の肥満予防につなげる。
発達支援		よい歯のコンクール	3歳児健康診査終了児	年1回	3歳児健康診査でむし歯のなかった子どもを対象に実施。歯科保健意識の向上を図る。
		すこやか相談	乳幼児健康診査等で経過観察が必要な乳幼児	毎月	作業療法士、言語聴覚士、心理相談員、管理栄養士、保健師が相談・指導を実施。

子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー	発 達 支 援	事 業	対 象	回 数	内 容
		5歳児 健康診査	年中児	各園 1 回（対 象児の 多い園 は2回）	保育園・幼稚園での集団の様子を観察し、発達・発育状況を確認し、発達に課題をもつ子に対して、スムーズな就学のための支援を実施。6ヶ月後に事後確認も実施。
		年長児巡回 相談	年長児	各園 1 回（対 象児の 多い園 は2回）	学校へのスムーズな引き継ぎ方法を検討する。（学校教育課主催）
		教育支援 相談会	就学につい て不安のあ る保護者	月2回、 随時相 あり。	就学に対する不安解消のために相談を実施。就学につい ての支援体制を検討する。（学校教育課主催）
		子育てセミナ ー等各種研修 会、講演会	保育園・幼稚 園の教諭他	必要に 応じ年 度ごと に計画	子どもへの適切な支援のための保育士・教諭の力量形成、 保護者や地域の障害の理解等のための研修会や、講演会 を実施。
	学 童 期	障害児支援 連携事業	福祉サービ スの利用対 象者	随時	療育手帳を取得した方や福祉サービスを利用している方 に対して、サービス事業者や福祉課職員等と保健師が家 庭訪問をすることにより、生育環境等について把握し、 記録を作成し福祉課に保存。情報が引き継がれることに より、障害にわたる支援が途切れなくなされることを目的とする。
		思春期健康 教室	小学校6年 生から中学 校3年生の 全員	市内全 小中学 校	健やかな母性、父性を育むための健康教育を学校の場で 実施。
		フッ化物洗口	小学1年生 から中学校 3年生の希 望者	〃	永久歯の歯質を強化し、むし歯を予防することを目的に、 学校において週1回フッ化物洗口を実施。
		むし歯予防 講話会	小学校1年 生から中学 校3年生の 全員	〃	むし歯予防のための口腔衛生知識の普及・啓発のため、 歯科衛生士が講話と実技指導を実施。
		小児生活習慣 病予防健診	小学校5年 生から中学 校3年生ま での希望者	市内全 小中学 校	学校において、小児生活習慣病予防健診を実施。必要に 応じ、市の保健師・管理栄養士が事後指導を実施。

3 すべての子どもたちが健やかに成長するための保健・医療・教育・地域の支援体制



第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

「みどり豊かな自然の中で、安心して妊娠・出産・子育てできるまち

おおたわら」

2 前計画の達成状況と「愛あいプラン（第4次）」に向けた課題

平成24年度から28年度までの「愛あいプラン（第3次）」の課題を評価することにより、今後10年間を見据えた母子保健の主要な取り組み課題を抽出しました。

基盤課題は、妊娠・出産・子育て、子どもの成長等、ライフステージにおいて、基本的に重要な支援や地域づくりの基盤を示しています。さらに2つの重点課題は、本市が特に重点を置く母子保健課題を示しています。

基盤課題A 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援する

1. 妊娠期から出産まで
2. 乳幼児期
3. 健康づくりの推進

基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

子どもが主体的に取り組む健康づくりを支援し、次世代の健康を育む保健対策の充実を図る

1. 思春期の心と体の健康づくり
2. 規則正しい生活習慣づくり
3. 学童期の歯科保健

基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

妊娠婦や子どもの成長を見守り、親子を孤立させない地域づくりを推進する

重点課題① 妊娠期からの児童虐待予防の取り組み

親子の愛着を育むことで、子どもの虐待を予防する

重点課題② 「育てにくさ」を感じる親に寄り添う支援

親や子どもの多様性を尊重し、育てにくさを感じる親を支援する

愛あいプラン(第4次)



みどり豊かな自然の中で、安心して妊娠・出産・子育て
できるまち おおたわら

子育て・健康支援

(重点課題①)

妊娠期からの
児童虐待予防への
取り組み

(重点課題②)

「育てにくさ」を感じる
親に寄り添う支援

歯科

身体活動

性

心の健康

食育

肥満やせ

喫煙飲酒

(基盤課題A)

妊娠・出産・子育ての切れ目ない
支援

(基盤課題B)

学童期・思春期から
成人期に向けた保健対策

(基盤課題C)

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり